

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、国民健康保険事務及びそれに附帯する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

大田区では、国民健康保険事務及びそれに附帯する事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。

## 評価実施機関名

大田区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年9月20日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



システム3									
①システムの名称	国保総合(国保集約)システム								
②システムの機能	<p><b>【資格継続業務】</b>  (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信機能  市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。  (2)被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)の受信機能  都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p><b>【高額該当回数の引き継ぎ業務】</b>  (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)  市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。  (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)  転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p><b>【オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)】</b>  (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信  市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。  (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信  オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、東京都国民健康保険団体連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国保システム )</td> <td></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国保システム )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国保システム )									

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格情報・所得情報・収納情報・給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要がある。</li> <li>・また、被保険者の申請・届出等を簡略化(申請書記載項目・添付書類を省略)し、利便性の向上を図る必要がある。</li> <li>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険情報ファイルを提供する。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関間で利用する情報が電子化されることで、事務処理の速度・正確性が向上し、公平・公正な事務の遂行が可能となる。</li> <li>・各種申請書・届出書等において、書類等に記載する項目や添付書類の削減により手続きが簡略化され、被保険者の利便性、行政機関の業務効率が向上する。</li> <li>・オンライン資格確認等システムを通して、行政機関は資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保険医療データ活用のしくみを実現する。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の44の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>

**6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※**

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の 2、3項及び第4、5条(健康保険法関係) 6項及び第8条(船員保険法関係) 13項及び第15条(児童福祉法関係) 16、19項及び第18、21条(児童福祉法関係) 27項及び第29条(予防接種法関係) 38項及び第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 42項及び第44条(生活保護法関係) 48項及び第50条(地方税法関係) 56項及び第58条(私立学校教職員共済法関係) 65項及び第67条(国家公務員共済組合法関係) 69項及び第71条(国民健康保険法関係) 70項及び第72条(健康保険法関係) 83項及び第85条(地方公務員等共済組合法関係) 87項及び第89条(老人福祉法関係) 111項及び第113条(雇用保険法関係) 115項及び第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 125項及び第127条(中国残留邦人等支援給付関係) 131項及び第133条(介護保険法関係) 137項及び第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 141項及び第143条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 145項及び第147条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) 158項及び第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律関係) 161項及び第163条(生活保護法) 164項及び第166条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領) 165項及び第167条(肝炎治療特別促進事業実施要綱) 166項及び第168条(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱) 173項及び第175条(特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い)  ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

**7. 評価実施機関における担当部署**

①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

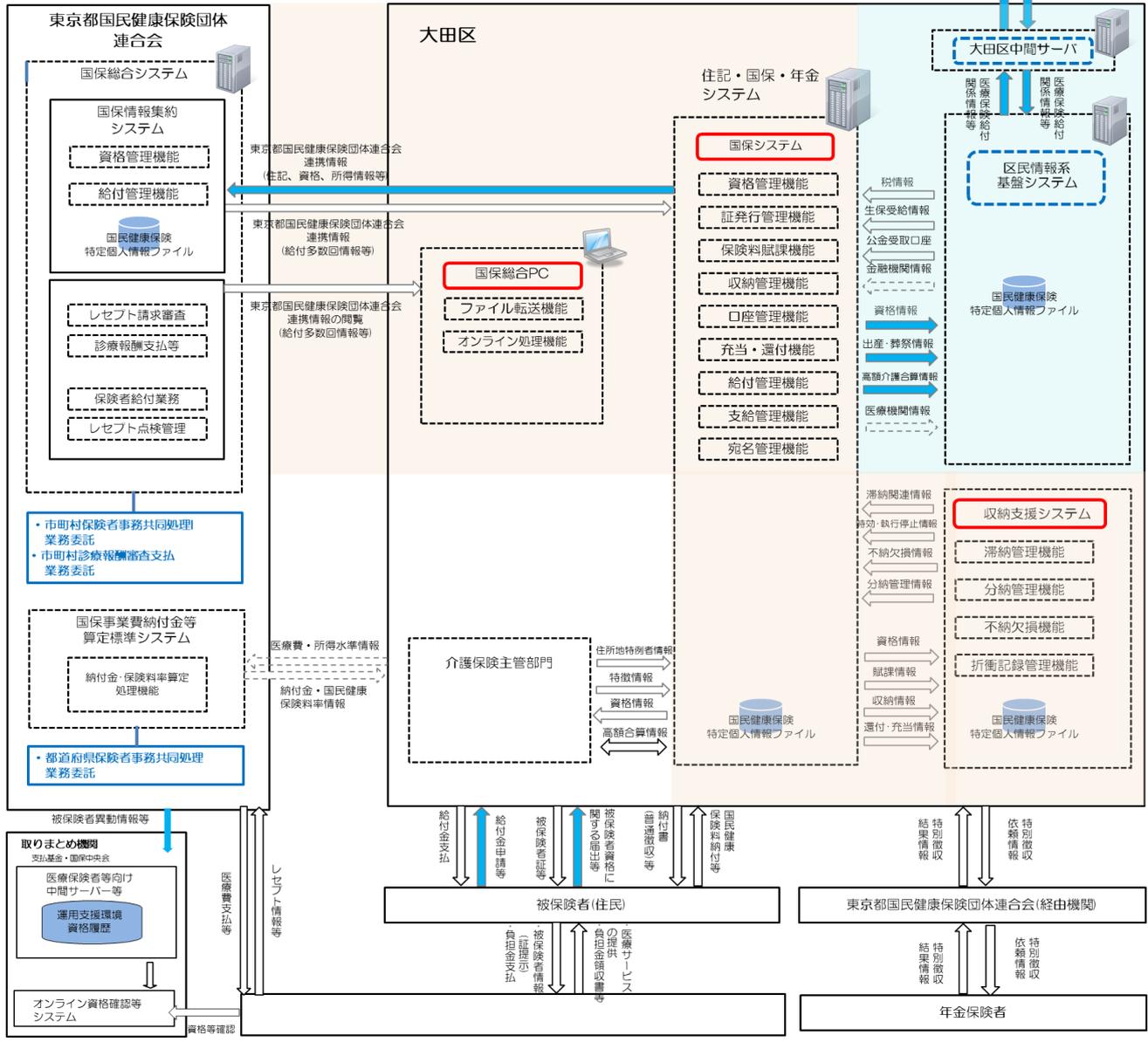
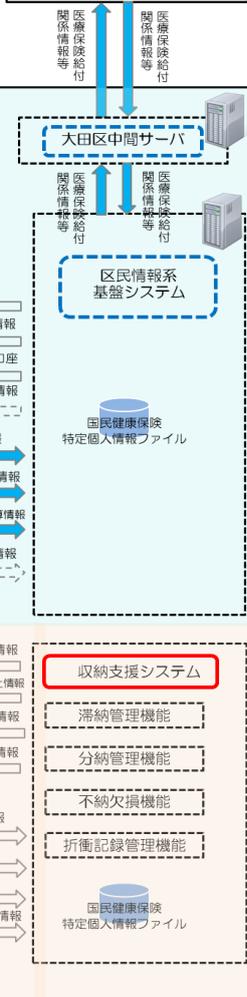
**8. 他の評価実施機関**

--

**(別添1) 事務の内容**

- : 個人番号を含む情報
- ⇄ : 個人番号を含まない個人情報
- - - : 個人番号を含まない情報
- : 個人番号を含むデータ
- : 本評価の対象範囲
- : 評価は別添「共通別添資料」に記載
- : 別添「共通別添資料」の評価対象となるシステム
- : 本評価の対象となるシステム等

情報提供ネットワークシステム



(備考)

国民健康保険事務の主な事務は、以下のとおりとなる。

1.国民健康保険の資格取得・喪失

(1)国民健康保険資格の取得

区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を取得する。

(2)国民健康保険証等の発行

資格を取得した区民に対し国民健康保険証をはじめ、高齢受給者証や限度額適用認定証等の各証を発行する。

(3)国民健康保険資格の喪失

区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を喪失させる。

2.国民健康保険料の賦課・徴収

(1)国民健康保険料の賦課

世帯単位で国民健康保険料を算出し、賦課決定額を通知する。同時に納付書を送付する。

(2)国民健康保険料の徴収

区民から徴収された国民健康保険料を収納する。

(3)督促・催告の実施

国民健康保険料を完納していない世帯に対し、督促・催告を行う。

(4)滞納整理の実施

国民健康保険料を完納していない世帯に対し、分納相談や差押え等を行う。

3.国民健康保険の給付

(1)高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給

区民からの支給申請等により高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給を行う。

(2)不当医療費の請求

不当に受けた国民健康保険給付料の返還請求を行う。

(3)医療費通知書の発送

国民健康保険被保険者に対し、一定期間に受診した医療費額を通知する。

東京都国民健康保険団体連合会に委託する事務は、以下のとおり。

1.市町村被保険者事務共同処理業務

(1)国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理する。このため、東京都内の全市区町村における被保険者の資格継続業務、及び、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要がある。当該業務を行うために使用する「国保情報集約システム」の共同設置と運用を東京都国民健康保険団体連合会へ委託する。なお、「国保情報集約システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用する。

(2)上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用しない。

(3) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。

2.市町村診療報酬審査支払業務

保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を東京都国民健康保険団体連合会に委託する。なお、当該業務、及び、当該業務を行うために使用する「国保総合システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)は使用しない。

3.都道府県被保険者事務共同処理業務

都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)・国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入・国民健康保険料収納必要額を推計し、その国民健康保険収納必要額を確保する。このため、東京都は、所得水準に基づき東京都内の全市区町村ごとの国民健康保険料収納必要額を算定する業務を実施する必要がある。当該業務を行うために、標準国民健康保険料率を計算する「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を東京都国民健康保険団体連合会に委託する。なお、当該業務、及び、当該業務を行うために使用する「国保事業費納付金等算定標準システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)は使用しない。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	被保険者の資格情報・所得情報・収納情報・給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】 個人番号:本人を識別するために必要 その他業務別情報(内部番号):本人を識別するキー情報となるため必要</p> <p>【連絡先等情報】 通知書等を発送する業務、問合せ業務、国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要</p> <p>【業務関係情報】 地方税関係情報:主に賦課業務、各証の所得区分判定業務等に利用するために必要 健康・医療関係情報:主に被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務等に利用するために必要 医療保険関係情報:主に給付業務等に利用するために必要 生活保護・社会福祉関係情報:主に国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要 介護・高齢者福祉関係情報:主に賦課業務に利用するために必要 年金関係情報:主に国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月5日
⑥事務担当部署	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、地域力推進部特別出張所

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 住民基本台帳主管部門、介護保険主管部門、福祉主管部門、地方税関係主管部門、健康づくり関係主管部門 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他区市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 東京都国民健康保険団体連合会 )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )
③入手の時期・頻度	入手の時期(頻度) ・被保険者もしくはその世帯構成員の住民異動発生時(随時) ・被保険者もしくはその世帯構成員の国民健康保険資格に関わる異動発生時(随時) ・被保険者もしくはその世帯構成員の所得に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の介護特別徴収に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の給付に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の生活保護等に関わる異動発生時(随時)  <b>【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】</b> ・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格に関わる異動発生時(日次) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報に関わる異動発生時(月次)
④入手に係る妥当性	・国民健康保険法第9条第1項、大田区国民健康保険条例第24条の2等により、大田区国民健康保険に関わる各届出等は都度、本人又は本人の代理人の届出により入手する。 ・国民健康保険法第9条第1項及び第14項により、住民異動が発生し戸籍住民課で住民異動届が受理された都度、区民情報系基盤システムを介して戸籍住民課より入手する。 ・他の事務担当課(課税課、福祉管理課、介護保険課等)や他の市町村が管理する情報は、事務の遂行上、常に最新で正確なものを把握する必要があるため、更新が発生した都度、区民情報系基盤システムを介して入手する。  <b>【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】</b> ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、保険給付の支給、国民健康保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、東京都国民健康保険団体連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、区の被保険者・擬制世帯主・過去に被保険者であった者・過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。
⑤本人への明示	・被保険者もしくはその世帯構成員からの届出時に口頭で使用目的等を説明する。 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の69、70、71、160の項
⑥使用目的 ※	国民健康保険に関する事務及びそれに附帯する事務( I-1-②)を行うため
変更の妥当性	

⑦使用の主体	使用部署 ※	国保年金課、戸籍住民課、特別出張所(18か所)
	使用者数	[ 500人以上1,000人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		以下の場合に特定個人情報を利用する。 ①申請書・届出書等を受理、又は通知書等を発送する場合 (例)特定個人情報に記載された申請書・届出書等を受理審査する、特定個人情報に記載された通知書等を発送する等 ②国保システム、収納支援システム内にある特定個人情報を業務で利用する場合 (例)各システムに申請書情報等の特定個人情報を入力・登録する、他の事務担当課から各システムに特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ③情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから中間サーバを介し他実施機関に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等 ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)から特定個人情報を参照する場合 (例)中間サーバから国保システム・収納支援システムに他実施機関の特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ⑤東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等
	情報の突合 ※	被保険者本人又は代理人、他部署から入手した情報(レコード)は、個人番号、もしくは氏名・生年月日・性別・住所の4情報により、他市町村等(中間サーバ)から入手した情報(レコード)は、大田区内部宛名番号により突合する予定である。
	情報の統計分析 ※	被保険者数の推移・国民健康保険料の分布等の統計処理は実施しているが、個人番号そのものを識別し対象とする統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険資格の得喪の決定</li> <li>・国民健康保険証、短期証、資格証等の交付</li> <li>・国民健康保険料の決定</li> <li>・国民健康保険に関わる各種通知文書の通知決定</li> <li>・国民健康保険の給付決定 など</li> </ul>
⑨使用開始日		平成28年1月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない ( 14 ) 件
委託事項1	国保システム保守委託
①委託内容	国保システムの保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]
	対象となる本人の数
	対象となる本人の範囲 ※
	その妥当性
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 大田区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。 )
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名	株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

<b>委託事項2</b>		収納支援システム保守委託
①委託内容		収納支援システムの保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1、2、4、5、14、15、16、17、18、25、26、27、28、29
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 大田区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。 )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		株式会社シンク
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		窓口サービス業務委託
①委託内容		窓口サービスの業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	窓口サービスの向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる窓口業務を委託している。当該委託業務で申請書・届出書の記載内容の確認、及びシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～18、24～29

③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。 )	
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項4</b>		データ入力作業委託	
①委託内容		国保システムへのデータ入力作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
	その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業を委託している。当該委託業務で申請書・届出書に記載されている情報項目等をシステムに入力するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.17	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社イマージュ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

<b>委託事項5</b>		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務(クラウド移行作業を含む)
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定するには、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	
⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されていること</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
<b>委託事項6</b>		納付案内センター業務委託
①委託内容		納付業務の一部
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
その妥当性		収納率の向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる収納業務の一部を委託している。当該委託業務でシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1、2、4、5、14、15、16、17、18、25、26、27、28、29

③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。 )	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社ベルシステム24	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項7</b>		
国保システム運用作業委託		
①委託内容	国保システムの運用で発生するオペレーション作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	国保システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1~19、23~31
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は発生しない。 )	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。
	⑨再委託事項	システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業

<b>委託事項8</b>		サーバ等機器保守委託	
①委託内容		国保システム・収納支援システムのハードウェア保守委託(サーバ等の定期点検、障害時の部品交換等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
	その妥当性	国保システムの安定稼働のためには、システムが動作しているサーバ等の機器保守が必要不可欠であり、当該作業は機器メーカーでなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～31	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は発生しない。 )	
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	
	⑨再委託事項	ハードウェア保守作業(サーバ等の定期点検、障害時の部品交換等)	
<b>委託事項9</b>		保険証等の印刷発行委託	
①委託内容		保険証等の印刷、及び対象者への発送	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
	その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るために保険証の印刷発行業務を委託している。受託者が保険証に印刷する内容に特定個人情報ファイルの項目が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.2、14、18	

③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社ディーエムエス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項10</b>		
通知書等の印刷発行委託		
①委託内容	通知書等の印刷、及び対象者への発送	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るために通知書等の印刷発行業務を委託している。受託者が通知書等に印刷する内容に特定個人情報ファイルの項目が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.2、3、4、7、8、9、10、13、14、15、16、17、18
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN )	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	光ビジネスサービス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項11</b>		データ入力作業及びレセプト点検業務委託	
①委託内容		国保システムへのデータ入力作業及びレセプト(診療報酬明細書)データの点検業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
	その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業及びレセプト点検作業を委託している。当該委託業務においては、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「別添特定個人情報ファイル記録項目」のNO1、7、8、10	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	
	⑨再委託事項	データ入力作業及びレセプト点検作業	

<b>委託事項12</b>		資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
<b>①委託内容</b>		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数を引き継ぎ業務)などを委託する。なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当回数を引き継ぎ業務のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、東京都国民健康保険団体連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	平成30年4月1日以降、都道府県単位で被保険者の資格情報や高額療養費を算出するための情報を管理することが必須となるため、当該業務は東京都国民健康保険団体連合会による委託でなければ実施することができない。 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当回数を引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 * 取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報記録項目」のNO.31
<b>③委託先における取扱者数</b>		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
<b>⑥委託先名</b>		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [ <input type="checkbox"/> 再委託する ]
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。
	<b>⑨再委託事項</b>	資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)及び国保総合(国保集約)システムの保守業務など。

<b>委託事項13</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</li> <li>擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (東京都国民健康保険団体から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

<b>委託事項14</b>	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容	オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認等システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	社会保険診療報酬支払基金	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。</p> <p>・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 29 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 7 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表2項関係 第4条(健康保険法関係)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報、健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表3項関係 第5条(健康保険法関係)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先3</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表6項関係 第8条(船員保険法関係)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表13項関係 第15条(児童福祉法)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
<b>提供先5</b>	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表16の項関係 第18条(児童福祉法関係)
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む



<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表19項関係 第21条(児童福祉法関係)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表27項関係 第29条(予防接種法関係)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先8</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表38項関係 第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先9</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表42項関係 第44条(生活保護法関係)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表48項関係 第50条(地方税法関係)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の異動に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先11</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表56項関係 第58条(私立学校教職員共済法関係)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先12</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表65項関係 第67条(国家公務員共済組合法関係)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先13</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表69項関係 第71条(国民健康保険法関係)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表70項関係 第72条(健康保険法関係)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第72条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先15</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表83項関係 第85条(地方公務員等共済組合法関係)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先16</b>	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表87項関係 第89条(老人福祉法関係)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先17</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表111項関係 第113条(雇用保険法関係)
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先18</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表115項関係 第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先19</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表125項関係 第127条(中国残留邦人等支援給付関係)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先20</b>	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表131項関係 第133条(介護保険法関係)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療保険加入者の資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先1</b>	住民基本台帳主管部門
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第1項第10号
②移転先における用途	住民票発行業務で国保の資格情報を行政欄に記載する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳システムとの連携 )
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度
<b>移転先2</b>	介護保険主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条第3項
②移転先における用途	介護保険業務の給付事務において医療保険資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。 )
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度

<b>移転先3</b>	障害福祉主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	障害福祉業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度
<b>移転先4</b>	子育て支援主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	子育て支援関連業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度

<b>移転先5</b>	福祉主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	福祉関連業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度
<b>移転先6</b>	地方税関係主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	地方税関連業務で国保の資格情報・収納情報を確認する。
③移転する情報	資格情報、収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。 )
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度

<b>移転先7</b>	健康づくり関係主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条第3項
②移転先における用途	健康づくり関連業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>特定個人情報ファイルはシステムサーバ内、及びバックアップ用として外部記憶媒体内の双方に保管する。</p> <p>システムサーバは、民間事業者が運営するデータセンタに設置され、データセンタ及びサーバールームへの入館・入室は生体認証による入退室制限等を実施している。また、当該サーバに対しては限定された端末・ネットワークセグメントからのみログインが可能で、Windows認証等を実施している。</p> <p>外部記憶媒体は、民間事業者が運営する保管センタに格納され、管理区域への厳重な入退管理制限を実施している。</p>
②保管期間	期間	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年</p> <p>4) 3年                            5) 4年                      6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満       8) 10年以上20年未満   9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p> <p>[ 10年以上20年未満 ]</p>
	その妥当性	<p>国民健康保険料の徴収権・請求権の時効は2年であるが、資格情報及び滞納情報は滞納整理を行う根拠となるため、債務の承認による時効の更新も含め、時効到来あるいは不納欠損処理までを保管期間とする。</p>
③消去方法		<p>データ消去ソフトによるデータ消去後、サーバ(HDD)等の機器を物理的に破壊する。</p>
7. 備考		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

No.	情報名	概要
1	資格情報	国保資格取得・喪失、退職者制度該当、旧国保該当等の情報
2	証管理情報	被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病受給者証等の発行・回収情報
3	前期高齢者情報	前期高齢者の世帯・個人単位の負担割合等情報
4	賦課情報	医療・介護・支援金及び合計分の国民健康保険料賦課等の情報
5	所得情報	国民健康保険料の算定基礎となる所得および非自発等減額に関する情報
6	特別徴収情報	年金特徴対象者および特徴依頼・異動・結果等の情報
7	レセプト情報	医療機関等から請求されたレセプト給付情報
8	療養費情報	柔道整復・はりきゅう・補装具等の療養費給付情報
9	高額療養費情報	高額療養費申請・支給情報
10	医療機関情報	医療機関・柔道整復師名称・所在地等の情報
11	不当利得情報	資格喪失後の給付に伴う不当利得請求・収納情報
12	高額介護合算情報	高額介護合算申請・支給情報
13	出産・葬祭情報	出産育児一時金・葬祭費の申請・支給情報
14	収納情報	国民健康保険料の収納情報
15	還付・充当情報	国民健康保険料の還付及び充当情報
16	金融機関情報	口座振込等で使用する金融機関情報
17	口座情報	国民健康保険料口座振替・還付・給付金支給で使用する支払先口座情報
18	住民情報	氏名・住所・生年月日等の宛名情報
19	年金受給情報	退職者医療制度職権適用で使用する年金受給情報
20	介護保険情報	介護住登外登録、施設入所、年金特徴等情報
21	税情報	国保システムの税情報で確認不可の税情報
22	住記情報	国保システムの住民情報で確認不可の住記情報
23	生活保護受給情報	生活保護開始・廃止等の受給情報
24	年金資格情報	国民年金資格異動情報
25	経過記録情報	国民健康保険料納付交渉記録等の情報
26	時効・執行停止情報	国民健康保険料の時効および執行停止に関する情報
27	不納欠損情報	国民健康保険料不納欠損情報
28	滞納関連情報	国民健康保険料の滞納に伴う調査・処分等に関する情報
29	分納管理情報	国民健康保険料の分納管理に関する情報
30	特定健診情報	特定健診の健診結果・保健指導の情報
31	国保連連携情報	被保険者異動情報(住基、資格、所得、多数回等)

○特定個人情報ファイル記録項目のうち、「オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務で使用する主な項目No.は以下のとおり

- ・被保険者証記号及び被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)【No.2】
- ・券面記載の被保険者証記号【No.2】
- ・券面記載の被保険者証番号【No.2】
- ・券面記載の氏名(漢字)【No.18】
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名【No.18】
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)【No.18】
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名【No.18】
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無【No.18】
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無【No.18】
- ・自己負担限度額が変更となった場合、又は治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日【No.2】

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><b>【システム以外】</b></p> <p>①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。</p> <p>②窓口において、申請書・届出書等の内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報が入手されない(本人及び世帯員以外の情報が含まれていないかを確認する)ように業務ルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>③業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けている。</p> <p>④個人情報の取扱いに対する意識強化のために、年に1回以上、課内でセキュリティ研修を実施している。</p> <p><b>【国保システム】</b></p> <p>①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。</p> <p>②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>③区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携することにより、確実に対象を特定した連携を行うことにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。</p> <p><b>【収納支援システム】</b></p> <p>同上</p> <p><b>【国保総合(国保集約)システム】</b></p> <p>①入手するデータは東京都国民健康保険団体連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>②システムでの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p>③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
--------------------------	---

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>【システム以外】  ①本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような様式(書面)を使用している。また、記載要領・記載例の提示等により、不要な情報の記載を排除している。  ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。  ③ unnecessary書類は受領しない運用としており、 unnecessary書類を提出された場合は返却している。  ④申請書・届出書の受理において不要な情報が記載されていないか等を確認する手続きを設けている。</p> <p>【国保システム】  ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。  ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。  ③区民情報系基盤システム・収納支援システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(国保システムに提供されない)。</p> <p>【収納支援システム】  ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。  ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。  ③国保システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(収納支援システムに提供されない)。</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】  ①入手元は、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは東京都国民健康保険団体連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。  ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>* :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている            2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><b>【システム以外】</b>                  ①申請書等の受理はあらかじめ決められた窓口又は郵送によるものとし、本人又は代理人の本人確認を必ず行うものとする。                  ②本人確認を行った上で所定の手続き(どの申請にはどの様式により、どの書類が必要となっているか等)により本人情報を入手している。それ以外の方法による入手を一切認めていない。</p> <p><b>【国保システム】</b>                  ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。                  ②システムを利用できる端末は限定されている。                  ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。                  ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。                  ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。</p> <p><b>【収納支援システム】</b>                  ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。                  ②システムを利用できる端末は限定されている。                  ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。                  ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。                  ⑤国保システムとの通信は暗号化を実施している。</p> <p><b>【国保総合(国保集約)システム】</b>                  ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。                  ②システムを利用できる端末は限定されている。                  ③業務で必要としない情報を入力(登録)できないようシステムで制御している。                  ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。                  ⑤入手元が東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を介して入手する。なお、通信は暗号化されている。                  ⑥指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象・周期およびデータ定義等に従った内容でないとデータの送受信ができない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている            2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【システム以外】</p> <p>①運転免許証・個人番号カード等、本人確認ができるものの提示を必須としている。</p> <p>②聴聞の際には、申請者又は届出人から、家族構成・家族の生年月日等、本人でなければ知り得ない事項を確認した上で業務を行うルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>【システム】</p> <p>なし</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【システム以外】</p> <p>①窓口で個人番号を入手する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの提示を受け、顔写真等から本人のもので間違いないことを確認する</li> <li>・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う</li> <li>・確認した個人番号とシステムで保持している個人番号を照合確認する</li> </ul> <p>等の本人確認と、本人の個人番号であることを確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>②区民情報系基盤システムより個人番号を入手する場合は、他の事務担当課の窓口で上記方法と同様の真正性確認を行った個人番号が連携される。</p> <p>【国保システム】</p> <p>大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、住民記録システムより個人番号情報を入手する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>国保システムより個人番号情報を入手する(収納支援システムから個人番号を入力・登録しない)。</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>東京都国民健康保険団体連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>【システム以外】</p> <p>①情報が不正に改ざんされないよう、申請書・届出書・電子媒体等は施錠できる保管庫に格納している。</p> <p>②申請書・届出書の記載情報が適正かを審査する手続き(他課への確認等)を実施するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>③窓口で受領した申請書・届出書等の内容をシステムに入力前後に入力内容を確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>【国保システム】</p> <p>①システムへのデータ入力時や区民情報系基盤システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。</p> <p>②特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。</p> <p>③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>④区民情報系基盤システム・収納支援システムからのデータ連携処理が正常に完了したか監視している。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>①システムへのデータ入力時や国保システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。</p> <p>②特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報の改ざんは不可能となっている。</p> <p>③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>④国保システムからのデータ連携処理が正常に完了したかをログファイルに出力している。</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>①システムへのデータ入力時や国保システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。</p> <p>②被保険者情報等のデータは、国保総合(国保集約)システムの処理で生成され、その処理結果は大田区及び東京都内他自治体の職員が確認する。</p> <p>③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【システム以外】</p> <p>①申請書・届出書・電子媒体等を机上に放置しない等適切な管理を行い、開庁時以外は施錠できる保管庫に格納している。</p> <p>②事務処理の中で発生する個人情報を含む帳票類については、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、不要になったタイミングで速やかにシュレッダーで裁断している。</p> <p>③委託先事業者等に特定個人情報を提供する場合、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。</p> <p>【国保システム】</p> <p>①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。</p> <p>②システムを利用できる端末は限定されている。</p> <p>③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。</p> <p>⑤システムと操作端末間の通信は暗号化されている。</p> <p>⑥端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等に書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報される。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。</p> <p>②システムを利用できる端末は限定されている。</p> <p>③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。</p> <p>⑤東京都国民健康保険団体連合会との通信回線は専用回線を使用している。また、大田区と東京都国民健康保険団体連合会の双方のネットワークにファイアウォールを設置することで限定された通信制御が施され、かつ、通信の暗号化を行っている。</p> <p>⑥システムの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<p><b>【システム以外】</b></p> <p>①大田区情報公開・個人情報保護審議会において承認を得られた情報項目以外はシステム及び電子記録媒体に保持することが禁止されている。</p> <p>②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。</p> <p>③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。</p> <p>④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。</p> <p><b>【国保システム】</b></p> <p>①区民情報系基盤システム・収納支援システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されないシステムに提供されない。規定された項目以外を連携しようとした場合も、システムは必要な項目のみ取り込みを行い、それ以外を取り込まない仕様とする。</p> <p>②新たな項目を紐付けしようとした場合でもシステムのデータベース(データテーブル)領域を拡張することはシステム管理者でなければ実施できないため、業務で必要としない情報項目をデータベース(データテーブル)に追加することはできない。</p> <p><b>【収納支援システム】</b></p> <p>①国保システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(システムに提供されない)。規定された項目以外を連携しようとした場合も、システムは必要な項目のみ取り込みを行い、それ以外を取り込まない仕様とする。</p> <p>②新たな項目を紐付けしようとした場合でもシステムのデータベース(データテーブル)領域を拡張することはシステム管理者でなければ実施できないため、業務で必要としない情報項目をデータベース(データテーブル)に追加することはできない。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><b>【システム以外】</b></p> <p>①他部署にて管理しているシステムの利用において、業務に関係のない情報の検索、閲覧、利用が禁止されている。</p> <p>②他部署にて管理しているシステム内で保持している情報を新たに業務で利用する場合、大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認を得る必要がある。</p> <p><b>【システム】</b></p> <p>①他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、参照権限しか付与されていない。また、参照できる情報項目が必要最小限に制限されている。参照できる情報項目は他部署でシステムの制限されており、法律に基づいた閲覧制限を課せられている。</p> <p>②他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、必要最小限の人数としている。また利用にあたっては、他部署へ法律に基づいた申請を行うことが条件となっており、これに基づいて許可・不許可のシステム設定がなされる仕様となっている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>



アクセス権限の管理	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 行っている ]</p> <p style="text-align: center;">1) 行っている                      2) 行っていない</p>
<p style="text-align: center;">具体的な管理方法</p>	<p>【システム以外】</p> <p>①システム管理者が人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。</p> <p>②アクセス権限は割り振られたIDの一覧と業務の対応表を作成し不正なアクセスを監視している。</p> <p>【国保システム】</p> <p>①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>②システム管理者は、システムのオンライン画面上でどのユーザにどの権限が付与されているかを確認することができる。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>①システム利用権限の付与・変更・失効は、大田区職員では実施できず、東京都国民健康保険団体連合会のシステム管理者でなければ実施できない。</p> <p>②システム利用権限の付与・変更・失効は、所定の様式・手続きでしか行われぬ。また、当該手続きには、システム管理者の承認が必要となる。</p> <p>③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 記録を残している ]</p> <p style="text-align: center;">1) 記録を残している                      2) 記録を残していない</p> <p>【システム以外】</p> <p>不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>【国保システム】</p> <p>①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>②当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>同上</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 十分である ]</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】</p> <p>① 条例で事務の目的以外で特定個人情報を利用してはならないことを定めている。</p> <p>② 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>【国保システム】</p> <p>① システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。</p> <p>② システムを利用できる端末は限定されている。</p> <p>③ 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>同上</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】</p> <p>① システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>② 委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項(個人情報の複製の禁止、委託業務終了時の個人情報の削除・返還等)を別途定めている。</p> <p>③ 外部記憶媒体にデータをコピーする場合、管理者の許可を得るルール及び手順を定めており、ルールに従って業務を行っている。</p> <p>④ 不正な操作(特定個人情報の不正利用)が無いことについて、操作履歴により適時確認する。</p> <p>【国保システム】</p> <p>① 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>② 端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等へ書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長へ書き出した旨の通知が発報される。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[            定めている            ]            1) 定めている            2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>提供の禁止を契約書に明記している</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託先事業者に以下を義務付けている。          ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止          ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること          ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用の禁止          ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止</p> <p>大田区で以下の運用ルールを定めている。          ①システム保守事業者等が個人情報データを庁内から外部に持ち出す場合は、「外部持ち出し申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得なければならない。          ②外部記憶媒体を用いて大田区と委託先事業者との間で個人情報の受け渡しを行う場合、「メディア受け渡し票」により外部記憶媒体の受け渡し履歴を記録しなければならない。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[            定めている            ]            1) 定めている            2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託先事業者に以下を義務付けている。          ①作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適正に返却・消去すること          ②データ消去をした場合は、データ消去報告書を提出すること</p> <p>＜クラウド移行作業時に関する措置＞          ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[            定めている            ]            1) 定めている            2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>委託先事業者に以下を義務付けている。          ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止          ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること          ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用・第三者への提供の禁止          ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止          ⑤個人情報及び機密情報の保護、秘密の保持          ⑥責任者等の特定、教育の実施          ⑦定期及び事故発生時の報告、立入検査</p>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①再委託の原則禁止 ②やむを得ず再委託を実施する場合の手続き ③再委託先は受託者と同様の義務・責任を負うこと  ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されていること ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>【システム以外】          区民情報系基盤システムにて保持しているログ情報(いつ・どの特定個人情報ファイルが・どこの課からどこの課へ提供されたか等のログ)の開示請求により、特定個人情報ファイルの提供・移転が番号法第19条の規定や条例に遵守しているかを確認することができる。</p> <p>【国保システム】          国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。</p> <p>【収納支援システム】          収納支援システムと国保システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。</p>		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>①他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続が必要であり、承認されないと他システムとの接続ができず、特定個人情報の提供・移転は行えないルールが定められている。</p> <p>②他部署からデータ抽出などの電算処理の依頼がある場合、所定の様式による申請後、内容を精査し承認手続を経て処理を行うルールが定められている。</p> <p>③上記①②は、いずれも番号法第9条又は第19条に基づいて、承認手続が行われる。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】 特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づいたものであることを条件とし、移転時においては移転先の課より申請書等を受領し、厳格な審査手続きを実施する。</p> <p>【国保システム】 ①区民情報系基盤システム・収納支援システムとの特定個人情報ファイルの連携は、FW等の通信機器の設定、連携のやりとり時にID・パスワードを要求する(FTP)等の対応を実施する。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。</p> <p>【収納支援システム】 ①国保システムとの特定個人情報ファイルの連携は、FW等の通信機器の設定、連携のやりとり時にID・パスワードを要求する(FTP)等の対応を実施する。 ②収納支援システムと国保システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】 他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続が必要であり、承認された相手のみ提供・移転が可能である。</p> <p>【国保システム】 ①国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの値に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。</p> <p>【収納支援システム】 ①収納支援システムと国保システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの値に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><b>【システム以外】</b>            ①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。            ②個人情報の収集については、条例にて取り扱う事務の目的を明確にし、事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならないと定めている。            ③届出・申請等の様式について、住民基本台帳事務処理要領に記載の参考様式を基に届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定している。            ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないよう対策している。</p> <p><b>【国保システム】</b>            ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。            ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。            ③区民情報系基盤システム・収納支援システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(国保システムに提供されない)。</p> <p><b>【収納支援システム】</b>            ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。            ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。            ③国保システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(収納支援システムに提供されない)。</p>		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><b>【システム以外】</b>            適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。            &lt;ID&gt;            ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。            &lt;パスワード&gt;            ・パスワードは、他者に知られないように管理する。            ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。</p> <p><b>【国保システム】</b>            ①国保システムからの情報提供ネットワークシステムへの接続はできない設定としている。            ②情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用して基盤システムのみが接続可能とすることにより安全性を確保している。            ③庁内のネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離し、インターネット接続環境からの通信をできないようにしている。            ④サーバー等のハードウェアはデータセンタ内に設置しており、また接続できる端末はスイッチ・ファイアーウォールで必要最小限に制御されている。</p> <p><b>【収納支援システム】</b>            同上</p>		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	



リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><b>【システム以外】</b>  ①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所に保管している。  ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーで裁断している。  ③窓口にて記載された届出書・申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に当区の規定に従って施錠・保管している。  ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去している。  ⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置していない。  ⑥上記①から⑤においてのルールが定められており、かつ運用されている。</p> <p><b>【国保システム】</b>  ①システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。  ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。  ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。  ④システムが利用できる端末を限定している。  ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。</p> <p><b>【収納支援システム】</b>  ①～④同上  ⑤国保システムとの通信は暗号化を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】</p> <p>①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認している。  ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。  ③システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。  ④定期的に不正なデータが入力されていないかデータチェックを実施している。</p> <p>【国保システム】</p> <p>①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。  ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。  ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。  ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。  ⑤システムが利用できる端末を限定している。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】</p> <p>①業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。  ②システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。</p> <p>【国保システム】</p> <p>①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。  ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。  ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。  ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。  ⑤システムが利用できる端末を限定している。  ⑥情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③サーバーや端末等について、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定 ・入退室管理 ・ラックの施錠管理 など ④バックアップデータは世代管理を行うとともに、遠隔地保管を行っている。 ⑤端末の廃棄を行う際は、データ消去証明書提出を義務付けている。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【システム以外】 ネットワーク構成図の整備、システム機器やソフトウェアのシステム機器管理台帳への記録、システム管理者以外のソフトウェアのインストールや設定変更の禁止、不正なソフトウェアコピーの禁止等のルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【国保システム】 ①特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続はシステム管理者権限を付与された限られた人のみが行うことができ、操作ログを記録・保管している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③システムサーバ、及び端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの定期的な更新及びウィルスチェックを行っている。 ④システムを利用できる端末をネットワークセグメント、ファイアウォール等で限定している。 ⑤ユーザーIDのパスワードを定期的に変更している。 【収納支援システム】 同上 【国保総合(国保集約)システム】 同上

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】</p> <p>①申請書・届出書等からシステムに入力・登録する情報項目は、当日に入力・登録すべき情報のもれ等が発生しないよう、複数人による更新チェックを実施している。</p> <p>②バックアップデータは日次で取得しているため、データリストアを実施した場合、最も古くても1営業日前のデータに復旧することが可能となっている。</p> <p>③USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用后すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。</p> <p>【国保システム】</p> <p>保管している特定個人情報が更新された場合、その都度区民情報系基盤システムを介して最新の情報を反映させる仕組みとなっている。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>保管している特定個人情報が更新された場合、その都度最新の情報を反映させる仕組みとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>【システム以外】</p> <p>①外部記憶媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p> <p>②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。</p> <p>③帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、シュレッダーで裁断している。</p> <p>④情報毎に保存期限が決められており、保存期限を経過したものは定期的に溶解処分している。</p> <p>⑤USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用后すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。</p> <p>【国保システム】</p> <p>データの保存期限を経過したデータは、SV作業により適時でデータを削除することができる。</p> <p>【収納支援システム】</p> <p>同上</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】</p> <p>同上</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画の立案</li> <li>・点検項目による自己点検の実施</li> <li>・自己点検結果と改善策の報告</li> <li>・自己点検結果に基づき改善</li> </ul> <p>②所管における自己点検について、以下の内容を定めている。</p> <p>・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自己点検を実施する。また、必要に応じて、自己点検の結果について部長の評価を受ける。</p> <p>・課長は、自己点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。</p> <p>③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 令和5年8月29日</p>
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。</p> <p>②毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。</p> <p>③監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。</p> <p>④重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記入内容の適正な運用状況を確認する。この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行ない、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【大田区全体の対応】</p> <p>①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報セキュリティ対策担当等と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。</p> <p>②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。</p> <p>③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。</p> <p>④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。</p> <p>【国保年金課の対応】</p> <p>従事者に対して、年1回以上、以下に関する研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ基本方針・対策基準・実施手順の理解</li> <li>・個人情報の取扱い</li> <li>・外部記憶媒体の適切な利用と管理</li> <li>・パスワード管理について 等</li> </ul>
3. その他のリスク対策	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1208
②請求方法	原則として本人が、区で定めた様式に必要な事項を記載し、上記請求先に提出する。なお、提出時は、本人であることの確認(運転免許証、パスポート等の提示による)を実施している。
特記事項	—
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険情報及び国民年金情報ファイル、収納支援システムに関わるファイル、診療報酬明細書(レセプト)情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル、医科レセプト、調剤レセプト、特定健診データ、被保険者マスター等、大田区国民健康保険運営協議会委員名簿、参加申込者ファイル、利用者ファイル、受診勧奨対象者データ、外字フォントファイル、成人歯科健診データ、国保資格関係ファイル、国保賦課関係ファイル、各種証及び療養費等申請書、特殊送付先ファイル、送付先リスト(相続)、送付先リスト、【照会・回答】国民健康保険被保険者の資格について、記号番号変更候補一覧リスト、精神医療給付金支給リスト、東日本大震災による一部負担金免除対象者一覧表、第三者行為傷病届、都単公費(まる障都外契約医療機関)リスト、マル長後期高齢移行リスト、委任口座廃止リスト、滞納世帯リスト、限度額適用認定証70歳到達リスト、医療費通知、保険者間調整候補リスト一般分、遡及分、【結核】証発行管理、【精神】証発行管理、レセプト情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル、保険者間調整申請書差込印刷、特別療養費 受付・支給状況管理、執行停止関係ファイル、差押処分関係ファイル、資格証関係ファイル
公表場所	大田区役所本庁舎2階 区政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1208
②対応方法	問合せを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月30日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大田区特定個人情報保護評価及び第三者点検委員会事務処理要領に基づいて、意見聴取を行った。
②実施日・期間	<p>【第1回目】 平成27年2月23日～平成27年3月24日</p> <p>【第2回目】 平成28年11月2日～平成28年12月1日</p> <p>【第3回目】 令和2年7月1日～令和2年7月30日</p>
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮は行っていない。
④主な意見の内容	<p>【第1回目】 意見は寄せられなかった。</p> <p>【第2回目】 意見は寄せられなかった。</p> <p>【第3回目】 意見は寄せられなかった。</p>
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	<p>【第1回目】 一次点検:平成27年2月9日、二次点検:平成27年4月6日</p> <p>【第2回目】 一次点検:平成28年10月20日、二次点検:平成28年12月19日</p> <p>【第3回目】 一次点検:令和2年5月15日～令和2年6月3日、二次点検:令和2年9月4日</p>
②方法	大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会にて点検を行った。
③結果	別紙「意見対応一覧」に記入。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月2日	表紙 特記事項	大田区では、国民健康保険事務及びそれに付帯する事務の一部を委託している。委託事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。	大田区では、国民健康保険事務及びそれに付帯する事務の一部を委託している。委託事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(用語を修正)
平成27年10月2日	表紙 公表日	平成27年6月3日	平成27年10月2日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成27年10月2日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載なし)	※区民情報系基盤システムの特定個人情報ファイルのシステムの機能については、共通別添資料「番号法実施に伴う情報連携に関する事務 全項目評価書」を参照ください。	事後	説明をより詳細にする追記のため重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30号	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係)	事後	番号法別表第一主務省令の施行による追記であり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ①照会できる特定個人情報番号 1、2、4、5、31、33、55、64 ②提供する特定個人情報番号 31、35、37、38、39、43、46、47、50	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び別表第二の42、43、44、45、46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 【<<中略>>、主務省令の条項を追記】  <情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 別表第二の1、2、3項関係:第1、2、3条(健康保険法関係) 【<<中略>>、主務省令の条項を追記】 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(9、12、15、17、22、78、97、106、109の項) 別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係) 【以下<<略>>、主務省令の情報を追記】	事後	番号法別表第二主務省令の施行による修正であり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第1項、第2項、第4項、第31項、第33項、第55項、第64項	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び別表第二の42、43、44、45、46の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令を修正)
平成27年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項1、7、8 ⑧再委託の許諾方法	・受託者が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託者が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(用語を修正)
平成27年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 委託に伴うものを除く 移転先1 ①法令上の根拠	番号法9条第2項 条例制定予定	住民基本台帳法第7条第1項第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法を修正)
平成27年10月2日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク4 リスクに対する措置の内容 システム以外	③委託事業者等に特定個人情報を提供する場合、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。	③委託先事業者等に特定個人情報を提供する場合、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容(システム以外)  5.特定個人情報の提供移転 リスク1 不正な提供・移転が行われる リスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法  リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容 【システム以外】	①大田区個人情報保護審議会において承認を得られた情報項目以外はシステム及び電子記録媒体に保持することが禁止されている。  ①他システムとの接続は大田区個人情報審議会の承認手続きが必要であり、  【システム以外】 ①他システムとの接続は大田区個人情報審議会の承認手続きが必要であり、	①大田区情報公開・個人情報保護審議会において承認を得られた情報項目以外はシステム及び電子記録媒体に保持することが禁止されている。  ①他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続きが必要であり、  【システム以外】 ①他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続きが必要であり、	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 システム以外	②他部署にて管理しているシステム内で保持している情報を新たに業務で利用する場合、大田区個人情報保護審議会の承認を得る必要がある。	②他部署にて管理しているシステム内で保持している情報を新たに業務で利用する場合、大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認を得る必要がある。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	②委託事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項(個人情報の複製の禁止、委託業務終了時の個人情報の削除・返還等)を別途定めている。	②委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項(個人情報の複製の禁止、委託業務終了時の個人情報の削除・返還等)を別途定めている。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	③委託契約締結時、委託事業者に情報セキュリティ体制の報告・責任者等の特定を義務付けている。 ⑤上記について問題を認識した場合は、即座に委託先統括リーダーに業務改善の指示を行っている。改善指示を受けた委託事業者は、業務改善計画を立て、定期研修のほかスポット研修を実施して再発防止に取り組むことを契約仕様書に記載しており、かつ運用されている。 ⑥委託事業者との定例会を1ヶ月に1回開催しており、その中で問題と改善案を検討し、決定した改善方法により業務を運用している。	③委託契約締結時、委託先事業者に情報セキュリティ体制の報告・責任者等の特定を義務付けている。 ⑤上記について問題を認識した場合は、即座に委託先統括リーダーに業務改善の指示を行っている。改善指示を受けた委託先事業者は、業務改善計画を立て、定期研修のほかスポット研修を実施して再発防止に取り組むことを契約仕様書に記載しており、かつ運用されている。 ⑥委託先事業者との定例会を1ヶ月に1回開催しており、その中で問題と改善案を検討し、決定した改善方法により業務を運用している。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	④委託事業者専用のIDカードを払い出しし、IDカード利用簿により利用状況を確認し不正なID利用が無いように監視している。	④委託先事業者専用のIDカードを払い出しし、IDカード利用簿により利用状況を確認し不正なID利用が無いように監視している。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルールの順守の確認方法	委託事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用の禁止 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止  大田区で以下の運用ルールを定めている。 ①システム保守事業者等が個人情報データを庁内から外部に持ち出す場合は、「外部持ち出し申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得なければならない。 ②外部記憶媒体を用いて大田区と委託事業者との間で個人情報の受け渡しを行う場合、「メディア受け渡し票」により外部記憶媒体の受け渡し履歴を記録しなければならない。	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用の禁止 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止  大田区で以下の運用ルールを定めている。 ①システム保守事業者等が個人情報データを庁内から外部に持ち出す場合は、「外部持ち出し申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得なければならない。 ②外部記憶媒体を用いて大田区と委託先事業者との間で個人情報の受け渡しを行う場合、「メディア受け渡し票」により外部記憶媒体の受け渡し履歴を記録しなければならない。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 各項目	委託事業者に以下について義務付けている。	委託先事業者に以下を義務付けている。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月2日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] その内容: (記載なし) 再発防止策の内容: (記載なし)	[ 発生あり ] その内容: 当機関内の保育サービス課において、平成27年6月17日私立保育園園長会受付時に、不明な第三者に配布資料を持ち去られ、資料内の保育園児84名及び保護者70名、計154名分の個人情報情報が漏えいした。 再発防止策の内容: 事故発生部署においては、正式な会議出席者以外に資料を持ち去られないよう、第三者が立ち入り難い資料配布場所の対応、資料授受の本人確認や記録の厳密化、資料丢失に対する会議出席者への注意喚起及び個人情報管理についての研修の実施等の徹底を行うこととする。 また、個人情報の厳格な取扱いや情報セキュリティ対策の徹底に対して全庁的な取組の指示を行った。 これを受け、国保年金課では課内で情報セキュリティチェックシートによる内部監査を実施し、チェックポイントが低い職員に対し、個別に指導を行った。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容を変更)
平成27年10月2日	IVその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成27年10月2日	IVその他のリスク対策 2.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	【大田区全体の対応】 研修については、毎年度、研修計画を人材育成担当、情報システム課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 平成26年度では、新規採用者、転入管理職、管理職候補者を含む新任係長、主任主事10年目に研修を実施し、さらに全課の担当職員に対して研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。(平成25年度には、全管理職向けの情報セキュリティ研修を実施。) 研修結果は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	【大田区全体の対応】 研修については、毎年度、研修計画を人材育成担当、総務課情報セキュリティ対策担当と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 平成26年度では、新規採用者、転入管理職、管理職候補者を含む新任係長、主任主事10年目に研修を実施し、さらに全課の担当職員に対して研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。(平成25年度には、全管理職向けの情報セキュリティ研修を実施。) 研修結果は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。	事後	語句表記方法の修正のみであり、重要な変更にはあたらない
平成28年6月1日	表紙 公表日	平成27年10月2日	平成28年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月1日	IIファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(保有開始日の修正)
平成28年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第1項第10号	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法を修正)
平成28年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3~7 ①法令上の根拠	番号法9条第2項 条例制定予定	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法を修正)
平成28年6月1日	VI評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年5月14日	平成28年5月24日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年1月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	(記載なし)	国保総合(国保集約)システム 《について追加記載》	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの追加)
平成29年1月6日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照が出来る根拠法令> 別表第二の43項関係:条項未制定(国民健康保険法関係) <情報提供が出来る根拠法令> 別表第二の22項関係:条項未制定(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係:条項未制定(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:条項未制定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	<情報参照が出来る根拠法令> 別表第二の43項関係:第25条(国民健康保険法関係) <情報提供が出来る根拠法令> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係:第41条(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	事後	番号法別表第二主務省令の改正による修正であり、重要な変更にはあたらない
平成29年1月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	東京都国民健康保険団体連合会との関係 (記載なし)	東京都国民健康保険団体連合会との関係を図式化 事務概要と東京都国民健康保険団体連合会への委託事務概要を追記 (記載のとおり)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]その他(国保連)	[○]その他(東京都国民健康保険団体連合会)	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]専用線	[○]専用線	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム追加等による変更)
平成29年1月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 (記載なし)	【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格に関わる異動発生時(平成30年4月1日以後、日次) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報に関わる異動発生時(平成30年4月1日以後、月次)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム追加等による変更)
平成29年1月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 (記載なし)	【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、保険給付の支給、国民健康保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、東京都国民健康保険団体連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、区の被保険者・擬制世帯主・過去に被保険者であった者・過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム追加等による変更)
平成29年1月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	以下の場合に特定個人情報を利用する。 ・申請書、届出書等を受理、又は通知書等を発送する場合 特定個人情報に記載された申請書、届出書等を受理審査する。 特定個人情報に記載された通知書等を発送する。(別添1)事務内容①⑦⑧⑩参照) ・国保システム、収納支援システム内にある特定個人情報を業務で利用する場合 各システムに特定個人情報ファイル(データ)を入力・登録する。(別添1)事務内容②⑨参照) 他の事務担当課(課税課、福祉管理課、介護保険課等)から国保システム・収納支援システムに特定個人情報ファイル(データ)を取り込む。(別添1)事務内容③⑤⑥⑩参照) ・情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)に特定個人情報を提供する場合 国保システムから他実施機関に特定個人情報ファイル(データ)を提供する。(別添1)事務内容④⑤参照) ・情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)から特定個人情報を参照する場合 中間サーバから国保システム・収納支援システムに他実施機関の特定個人情報ファイル(データ)を取り込む。(別添1)事務内容③⑩参照)	以下の場合に特定個人情報を利用する。 ①申請書・届出書等を受理、又は通知書等を発送する場合 (例)特定個人情報に記載された申請書・届出書等を受理審査する、特定個人情報に記載された通知書等を発送する等 ②国保システム、収納支援システム内にある特定個人情報を業務で利用する場合 (例)各システムに申請書情報等の特定個人情報を入力・登録する、他の事務担当課から各システムに特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ③情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから中間サーバを介し他実施機関に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等 ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)から特定個人情報を参照する場合 (例)中間サーバから国保システム・収納支援システムに他実施機関の特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ⑤東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	11件	12件	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1~19、23~31	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1、2、4、5、14、15、16、17、18、25、26、27、28、29	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	窓口サービスの向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる窓口業務を委託している。当該委託業務で申請書・届出書の記載内容の確認、及びシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。	窓口サービスの向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる窓口業務を委託している。当該委託業務で申請書・届出書の記載内容の確認、及びシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～18、24～29	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業を委託している。当該委託業務で申請書・届出書に記載されている情報項目等をシステムに入力するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。	業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業を委託している。当該委託業務で申請書・届出書に記載されている情報項目等をシステムに入力するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.17	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業を委託している。当該委託業務で申請書・届出書に記載されている情報項目等をシステムに入力するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。	業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業を委託している。当該委託業務で申請書・届出書に記載されている情報項目等をシステムに入力するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1、8、10	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	収納率の向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる収納業務の一部を委託している。当該委託業務でシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。	収納率の向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる収納業務の一部を委託している。当該委託業務でシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1、2、4、5、14、15、16、17、18、25、26、27、28、29	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国保システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資料(プログラム等)配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。	国保システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資料(プログラム等)配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～31	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国保システムの安定稼働のためには、システムが動作しているサーバ等の機器保守が必要不可欠であり、当該作業は機器メーカーでなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。	国保システムの安定稼働のためには、システムが動作しているサーバ等の機器保守が必要不可欠であり、当該作業は機器メーカーでなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～31	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るために保険証の印刷発行業務を委託している。受託者が保険証に印刷する内容に特定個人情報ファイルの項目が必要不可欠である。	業務の効率化・正確性の向上を図るために保険証の印刷発行業務を委託している。受託者が保険証に印刷する内容に特定個人情報ファイルの項目が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.2、14、18	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るために通知書等の印刷発行業務を委託している。受託者が通知書等に印刷する内容に特定個人情報ファイルの項目が必要不可欠である。	業務の効率化・正確性の向上を図るために通知書等の印刷発行業務を委託している。受託者が通知書等に印刷する内容に特定個人情報ファイルの項目が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.2、3、4、7、8、9、10、13、14、15、16、17、18	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	全項目評価書 II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	当該業務は、医療に関する専門的な知識を有する事業者による委託でなければ実施することができない。また、当該業務でレセプトデータの内容を確認するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。	当該業務は、医療に関する専門的な知識を有する事業者による委託でなければ実施することができない。また、当該業務でレセプトデータの内容を確認するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.7、8、10	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(取り扱う特定個人情報ファイルを追記)
平成29年1月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項12	(記載なし)	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 «について追記記載»	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(記録項目全29項目)	<p>≪以下、2情報を追加 計31項目≫ NO.13: 出産・葬祭情報 NO.31: 国保連携情報 被保険者異動情報(住基、資格、所得、多数回等)</p>	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム追加等による変更)
平成29年1月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	<p>【国保総合(国保集約)システム】 ①入手するデータは東京都国民健康保険団体連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②システムでの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>*:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	<p>【国保総合(国保集約)システム】 ①入手元は、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは東京都国民健康保険団体連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>*:ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないようになってきている。</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	<p>【国保総合(国保集約)システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③業務で必要としない情報を入力(登録)できないようシステムで制御している。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤入手元が東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を介して入手する。なお、通信は暗号化されている。 ⑥指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象・周期およびデータ定義等に従った内容でないとデータの送受信ができない。</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	<p>【国保総合(国保集約)システム】 東京都国民健康保険団体連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	<p>【国保総合(国保集約)システム】 ①システムへのデータ入力時や国保システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。 ②被保険者情報等のデータは、国保総合(国保集約)システムの処理で生成され、その処理結果は大田区及び東京都内他自治体の職員が確認する。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。</p>	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4 リスクに対する措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	【国保総合(国保集約)システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外には知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。 ⑤東京都国民健康保険団体連合会との通信回線は専用回線を使用している。また、大田区と東京都国民健康保険団体連合会の双方のネットワークにファイアウォールを設置することで限定された通信制御が施され、かつ、通信の暗号化を行っている。 ⑥システムの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 【国保システム】及び 【収納支援システム】部分	【国保システム】 ①システム認証は、庁内認証基盤とのシングルサインオン認証となっている。 ②Windows認証は、ICカード証明書による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。  【収納支援システム】 ①システム認証は、ユーザIDと暗証番号によるユーザ認証となっている。 ②Windows認証は、ICカード証明書による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。	【国保システム】 ①システム認証は、庁内認証基盤とのシングルサインオン認証となっている。 ②Windows認証は、ICカード・生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。 ④なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ⑤ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。  【収納支援システム】 ①システム認証は、ユーザIDと暗証番号によるユーザ認証となっている。 ②Windows認証は、ICカード・生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。 ④なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ⑤ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 【国保総合(国保集約)システム】部分	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	【国保総合(国保集約)システム】 ①Windows認証とシステム認証は、ユーザIDと暗証番号による認証となっている。 ②システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てる。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ④ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	【国保総合(国保集約)システム】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、大田区職員では実施できず、東京都国民健康保険団体連合会のシステム管理者でなければ実施できない。 ②システム利用権限の付与・変更・失効は、所定の様式・手続きでしか行われない。また、当該手続きには、システム管理者の承認が必要となる。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	【国保総合(国保集約)システム】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、大田区職員では実施できず、東京都国民健康保険団体連合会のシステム管理者でなければ実施できない。 ②システム利用権限の付与・変更・失効は、所定の様式・手続きでしか行われない。また、当該手続きには、システム管理者の承認が必要となる。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	【システム以外】 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。  【国保システム】 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。  【収納支援システム】 同上	【システム以外】 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。  【国保システム】 ①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ②当該記録については、一定期間保存することとしている。  【収納支援システム】 同上  【国保総合(国保集約)システム】 同上	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	【国保総合(国保集約)システム】 同上	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)	【国保総合(国保集約)システム】 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	【システム以外】 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないように①ユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 ・委託事業者等がWindows認証の共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。  【国保システム】 ①情報提供ネットワークシステムとの接続においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することにより安全性を確保している。 ②大田区では庁内LANとインターネット網は物理的にネットワーク網を分離している。 ③大田区では庁内LANとLWANはVLANIによって論理的にネットワーク網を分離している。 ④サーバー等のハードウェアはデータセンタ内に設置しており、また接続できる端末はスイッチ・ファイアーウォールが必要最小限に制御されている。  【収納支援システム】 同上	【システム以外】 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 ・委託事業者等がWindows認証の共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。  【国保システム】 ①国保システムからの情報提供ネットワークシステムへの接続はできない設定としている。 ②情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用して基盤システムのみが接続可能とすることにより安全性を確保している。 ③庁内のネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離し、インターネット網からの通信をできないようにしている。 ④サーバー等のハードウェアはデータセンタ内に設置しており、また接続できる端末はスイッチ・ファイアーウォールが必要最小限に制御されている。  【収納支援システム】 同上	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①システムを利用するためには、ICカード及びパスワードが必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。  【収納支援システム】 ①～④同上 ⑤国保システムとの通信は暗号化を実施している。	【国保システム】 ①システムを利用するためには、ICカード・生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。  【収納支援システム】 ①～④同上 ⑤国保システムとの通信は暗号化を実施している。	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	<p>【国保システム】</p> <p>①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。</p> <p>②システムを利用するためには、ICカード及びパスワードが必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。</p> <p>③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。</p> <p>④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>⑤システムが利用できる端末を限定している。</p> <p>【収納支援システム】 同上</p>	<p>【国保システム】</p> <p>①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。</p> <p>②システムを利用するためには、ICカード・生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。</p> <p>③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。</p> <p>④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>⑤システムが利用できる端末を限定している。</p> <p>【収納支援システム】 同上</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<p>【国保システム】</p> <p>①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。</p> <p>②システムを利用するためには、ICカード及びパスワードが必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。</p> <p>③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。</p> <p>④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>⑤システムが利用できる端末を限定している。</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。</p> <p>【収納支援システム】 同上</p>	<p>【国保システム】</p> <p>①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。</p> <p>②システムを利用するためには、ICカード・生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。</p> <p>③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。</p> <p>④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。</p> <p>⑤システムが利用できる端末を限定している。</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。</p> <p>【収納支援システム】 同上</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 リスク1 具体的な対策の内容	<p>【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)</p>	<p>【国保総合(国保集約)システム】 同上</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)</p>	<p>【国保総合(国保集約)システム】 保管している特定個人情報が更新された場合、その都度最新の情報を反映させる仕組みとなっている。</p>	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3 手順の内容	<p>【国保総合(国保集約)システム】 (記載なし)</p>	<p>【国保総合(国保集約)システム】 同上</p>	事前	重要な事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック内容	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定めている。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善 なお、平成26年度は平成26年12月～平成27年2月にかけて実施した。  ②所管における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自主点検を実施する。また、必要に応じて、自主点検の結果について部長の評価を受ける。 ・課長は、自主点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定めている。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善  ②所管における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自主点検を実施する。また、必要に応じて、自主点検の結果について部長の評価を受ける。 ・課長は、自主点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。  ③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 平成28年1月20日	事前	実施状況の反映とリスク対策の向上であり、重要な変更にあたらぬ
平成29年1月6日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 平成26年度は、平成26年5月～10月にかけて実施した。	①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 ②毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 ③監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 ④重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前での定期再評価までに外部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記入内容の適正な運用状況を確認する。この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行ない、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。	事前	実施状況の反映とリスク対策の向上であり、重要な変更にあたらぬ
平成29年1月6日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【大田区全体の対応】 研修については、毎年度、研修計画を人材育成担当、総務課情報セキュリティ対策担当と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 平成26年度では、新規採用者、転入管理職、管理職候補者を含む新任係長、主任主事10年目に研修を実施し、さらに全課の担当職員に対して研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。(平成25年度には、全管理職向けの情報セキュリティ研修を実施。) 研修結果は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。  【国保年金課の対応】 従事者に対して、年1回以上、以下に関する研修を実施している。 ・セキュリティ基本方針・対策基準・実施手順の理解 ・個人情報の取扱い ・外部記憶媒体の適切な利用と管理 ・パスワード管理について 等 平成26年度は上記について3月に実施した。また、4月に、新たに国保年金課に配属された職員に対しセキュリティ研修(個人情報の取扱いに係る留意事項、情報システム機器の取扱い、情報セキュリティポリシー等の規程の理解)、を実施した。	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報システム課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。  【国保年金課の対応】 従事者に対して、年1回以上、以下に関する研修を実施している。 ・セキュリティ基本方針・対策基準・実施手順の理解 ・個人情報の取扱い ・外部記憶媒体の適切な利用と管理 ・パスワード管理について 等	事前	継続的な実施状況の反映であり、重要な変更にあたらぬ
平成29年1月6日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年11月2日～平成28年12月1日	【第1回目】平成27年2月23日～平成27年3月24日 【第2回目】平成28年11月2日～平成28年12月1日	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(実施日の追記)
平成29年1月6日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(記載なし)	【第1回目】意見は寄せられなかった。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(意見がなかったことを追記)
平成29年1月6日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	一次点検:平成28年10月20日、二次点検:平成28年12月19日	【第1回目】一次点検:平成27年2月9日、二次点検:平成27年4月6日 【第2回目】一次点検:平成28年10月20日、二次点検:平成28年12月19日	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(実施日の追記)
平成29年1月6日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	(記載なし)	別紙「意見対応一覧」に記入。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別紙の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク2 具体的な管理方法	【システム以外】 ICカード・ユーザID・パスワードの適切な管理について運用ルールが定められている。 (例)離席時にICカードをリーダーライターから取り外す、ICカード紛失時の手続き、ユーザIDの払い出しの手続き、パスワード強度、パスワードを定期的に変更する等	【システム以外】 ICカード・ユーザID・パスワードの適切な管理について運用ルールが定められている。 (例)離席時にICカードをリーダーライターから取り外す、ICカード紛失時の手続き、ユーザIDの払い出しの手続き、パスワード強度、パスワードを定期的に変更する等  委託事業者等が作業を行うために共用IDを発行している場合がある。当該IDはWindows認証時に利用するIDであり、誰が何のためにいつ利用したか等を管理簿やシステムのログ情報で適正に管理している(各システム要件については、下記のとおり)。	事前	重要な事項の変更
平成29年1月6日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去消去手順 手順の内容	【システム以外】 ①外部記憶媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 ③帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、裁断機により破砕している。	【システム以外】 ①外部記憶媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 ③帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、シュレッダーで裁断している。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容を修正)
平成29年1月6日	Ⅵ評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年5月14日	平成28年12月27日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年4月28日	(別添1-2)システム全体構成概念図	システム構成図の差替え	システム構成図の差替え	事後	ファイル機能をよりわかりやすくするため修正したものであり、重要は変更には当たらない
平成29年4月28日	Ⅵ評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成28年12月27日	平成29年4月19日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年6月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	収納支援システム	収納支援システム・国保総合(国保集約)システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載漏れのため追記)
平成30年6月4日	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の43項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の33項関係:条項未制定(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:条項未制定(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の58項関係:条項未制定(地方公務員共済組合法関係) 別表第二の12,15項関係:条項未制定(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係:条項未制定(予防接種法関係) 別表第二の78項関係:第41条(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	別表第二の43項関係:第25条の2(国民健康保険法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員共済組合法関係) 別表第二の12,15項関係:第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係:第12条の3(予防接種法関係) 別表第二の78項関係:第41条の2(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	事後	番号別表第二の関係条項を追記
平成30年6月4日	I 基本情報 7.評価実施期間における担当部署 ②所属長	小出 和男	牧井 正幸	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長の異動)
平成30年6月4日	I 基本情報 別添1事務の内容	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(用語を修正)
平成30年6月4日	I 基本情報 別添1事務の内容 (備考)	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(用語を修正)
平成30年6月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格に関わる異動発生時(平成30年4月1日以後、日次) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報に関わる異動発生時(平成30年4月1日以後、月次)	・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格に関わる異動発生時(日次) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報に関わる異動発生時(月次)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(入手時期の変更)
平成30年6月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	テンプスタッフ株式会社	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先事業者名の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社日比谷情報サービス	株式会社エム・アイ・シー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先事業者の変更)
平成30年6月4日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年4月19日	平成30年5月22日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先事業者の変更)
令和1年6月14日	表紙 公表日	平成30年6月4日	令和1年6月14日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月14日	I 基本情報 7.評価実施期間における担当部署 ②所属長	牧井 正幸	国保年金課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式の変更;所属長名から役職名に変更)
令和1年6月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか？	「発生あり」	「発生なし」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事故発生から3年以上経過したため)
令和1年6月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか？ その内容	当機関内の保育サービス課において、平成27年6月17日私立保育園園長会受付時に、不明な第三者に配布資料を持ち去られ、資料内の保育園児84名及び保護者70名、計154名分の個人情報漏えいした。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事故発生から3年以上経過したため)
令和1年6月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか？ 再発防止策の内容	事故発生部署においては、正式な会議出席者以外に資料を持ち去られないように、第三者が立ち入り難い資料配布場所の対応、資料授受の本人確認や記録の厳密化、資料亡失に対する会議出席者への注意喚起及び個人情報管理についての研修の実施等の徹底を行うこととする。また、個人情報の厳格な取扱いや情報セキュリティ対策の徹底に対して全庁的な取組の指示を行った。これを受け、国保年金課では課内で情報セキュリティチェックシートによる内部監査を実施し、チェックポイントが低い職員に対し、個別に指導を行った。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事故発生から3年以上経過したため)
令和1年6月14日	V 開示請求、問合せ	行っていない	行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(個人情報ファイルの公開)
令和1年6月14日	V 開示請求、問合せ 個人情報ファイル名	記載なし	国民健康保険情報及び国民年金情報ファイル、収納支援システムに関わるファイル、診療報酬明細書(レセプト)情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル、医科レセプト、調剤レセプト、特定健診データ、被保険者マスター等、大田区国民健康保険運営協議会委員名簿、参加申込者ファイル、利用者ファイル、受診勧奨対象者データ、外字フォントファイル、成人歯科健診データ、国保資格関係ファイル、国保賦課関係ファイル、各種証及び療養費等申請書、特殊送付先ファイル、送付先リスト(相続)、送付先リスト、【照会・回答】国民健康保険被保険者の資格について、記号番号変更候補一覧リスト、精神医療給付金支給リスト、東日本大震災による一部負担金免除対象者一覧表、第三者行為傷病届、都単公費(まる障 都外契約医療機関)リスト、マル長後期高齢移行リスト、委任口座廃止リスト、滞納世帯リスト、限度額適用認定証70歳到達リスト、医療費通知、保険者間調整候補リスト一般分、遡及分、【結核】証発行管理、【精神】証発行管理、レセプト情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル、保険者間調整申請書差込印刷、特別療養費 受付・支給状況管理、執行停止関係ファイル、差押処分関係ファイル、資格証関係ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(個人情報ファイルの公開)
令和1年6月14日	V 開示請求、問合せ 公表場所	記載なし	大田区役所本庁舎2階 区政情報コーナー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(個人情報ファイルの公開)
令和1年6月14日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成30年5月22日	平成31年4月23日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年9月30日	表紙 公表日	令和1年6月14日	令和2年9月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	[○]その他（収納支援システム）	[○]その他（ 収納支援システム、国保総合（国保集約）システム ）	事後	重要な変更にとらならない（接続システムの追加）
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	-	・下記項目を追加 【オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照）】 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、東京都国民健康保険団体連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	被保険者の資格情報・所得情報・収納情報・給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要がある。 被保険者の申請・届出等を簡略化(申請書記載項目・添付書類を省略し、利便性の向上を図る必要がある。	・被保険者の資格情報・所得情報・収納情報・給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要がある。 ・また、被保険者の申請・届出等を簡略化(申請書記載項目・添付書類を省略し、利便性の向上を図る必要がある。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要がある、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険情報ファイルを提供する。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	行政機関間で利用する情報が電子化されることで、事務処理の速度・正確性が向上し、公平・公正な事務の遂行が可能となる。 各種申請書・届出書等において、書類等に記載する項目や添付書類の削減により手続きが簡略化され、被保険者の利便性、行政機関の業務効率が向上する。	・行政機関間で利用する情報が電子化されることで、事務処理の速度・正確性が向上し、公平・公正な事務の遂行が可能となる。 ・各種申請書・届出書等において、書類等に記載する項目や添付書類の削減により手続きが簡略化され、被保険者の利便性、行政機関の業務効率が向上する。 ・オンライン資格確認等システムを通して、行政機関は資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係)	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠追加)
令和2年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の1、2、3項関係:第1、2、3条(健康保険法関係) 別表第二の4、5項関係:第4、5条(船員保険法関係) 別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二の27項関係:第20条(地方税法関係) 別表第二の30項関係:条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二の62項関係:第33条(老人福祉法関係) 別表第二の80項関係:第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付関係) 別表第二の93項関係:第46条(介護保険法関係)	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の1、2、3項関係:第1、2、3条(健康保険法関係) 別表第二の4、5項関係:第4、5条(船員保険法関係) 別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係) 別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二の27項関係:第20条(地方税法関係) 別表第二の30項関係:条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二の62項関係:第33条(老人福祉法関係) 別表第二の80項関係:第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付関係) 別表第二の93項関係:第46条(介護保険法関係) 別表第二の120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(9、12、15、17、22、78、97、106、109の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係)別表第二の12、15項関係:第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係)別表第二の17項関係:第12条の3(予防接種法関係)別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)別表第二の78項関係:第41条の2(雇用保険法関係)別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係)別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(12、15、17、22、78、97、106、109の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係)別表第二の12、15項関係:第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係)別表第二の17項関係:第12条の3(予防接種法関係)別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)別表第二の78項関係:第41条の2(雇用保険法関係)別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係)別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)</li> <li>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠追加)
令和2年9月30日	(別添1-2) 事務内容図表	取りまとめ機関の図なし	東京都国民健康保険団体連合会管轄システムの修正 取りまとめ機関の図あり	事前	重要な変更
令和2年9月30日	(別添1) 事務内容(備考) 東京都国民健康保険団体連合会に委託する事務 1.市町村保険者事務共同処理業務	<p>東京都国民健康保険団体連合会に委託する事務は、以下のとおり。</p> <p>1.市町村保険者事務共同処理業務 (1)国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理する。このため、東京都内の全市区町村における被保険者の資格継続業務、及び、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要がある。当該業務を行うために使用する「国保情報集約システム」の共同設置と運用を東京都国民健康保険団体連合会へ委託する。なお、「国保情報集約システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用する。 (2)上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用しない。</p>	<p>東京都国民健康保険団体連合会に委託する事務は、以下のとおり。</p> <p>1.市町村保険者事務共同処理業務 (1)国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理する。このため、東京都内の全市区町村における被保険者の資格継続業務、及び、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要がある。当該業務を行うために使用する「国保情報集約システム」の共同設置と運用を東京都国民健康保険団体連合会へ委託する。なお、「国保情報集約システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用する。 (2)上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用しない。 (3) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。</p>	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>国民健康保険法第9条第1項及び同法14項により、住民異動が発生し戸籍住民課で住民異動届が受理された都度、区民情報系基盤システムを介して戸籍住民課より入手する。</p> <p>・他の事務担当課(課税課、福祉管理課、介護保険課等)や他の市町村が管理する情報は、事務の遂行上、常に最新で正確なものを把握する必要があるため、更新が発生した都度、区民情報系基盤システムを介して入手する。</p> <p>【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、保険給付の支給、国民健康保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、東京都国民健康保険団体連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、区の被保険者・擬制世帯主・過去に被保険者であった者・過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>・国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</p> <p>・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p>	<p>・国民健康保険法第9条第1項及び第14項により、住民異動が発生し戸籍住民課で住民異動届が受理された都度、区民情報系基盤システムを介して戸籍住民課より入手する。</p> <p>・他の事務担当課(課税課、福祉管理課、介護保険課等)や他の市町村が管理する情報は、事務の遂行上、常に最新で正確なものを把握する必要があるため、更新が発生した都度、区民情報系基盤システムを介して入手する。</p> <p>【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、保険給付の支給、国民健康保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、東京都国民健康保険団体連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、区の被保険者・擬制世帯主・過去に被保険者であった者・過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>・国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</p> <p>・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p>	事後	重要な変更にとつたらない(文言修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託の有無	12件	14件	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項1～委託事項12 ⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日条例 第1号)に基づく開示請求を行うことで確認す ることができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認す ることができる。	事後	重要な変更(当たらない(日 付の修正))
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項12①委託内容	療養給付の審査・支払に付随する業務として、 都道府県単位で管理することとなる資格取得年 月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、 同一都道府県内で転居があった場合における 高額療養費の該当回数を通算するための同一 世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回 数の引き継ぎ業務)などを委託する。なお、個人 番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当 回数の引き継ぎ業務のみであり、国民健康保 険の療養給付等の審査・支払業務そのもの には、個人番号を用いない。	療養給付の審査・支払に付随する業務として、 都道府県単位で管理することとなる資格取得年 月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、 同一都道府県内で転居があった場合における 高額療養費の該当回数を通算するための同一 世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回 数の引き継ぎ業務)などを委託する。なお、個人 番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当 回数の引き継ぎ業務のみであり、国民健康保 険の療養給付等の審査・支払業務そのもの には、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の 資格情報を利用するため、東京都国民健康保 険団体連合会は、市区町村より受領した被保 険者資格異動に関するデータを編集し、「医療 保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を 行う。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項12②取扱いを委託 する個人情報ファイルの範囲 その妥当性	平成30年4月1日以降、都道府県単位で被保険 者の資格情報や高額療養費を算出するための 情報を管理することが必須となるため、当該業 務は東京都国民健康保険団体連合会による委 託でなければ実施することができない。また、当 該業務を行うために東京と国民健康団体連合 に被保険者の資格取得年月日や喪失年月 日の資格情報、高額療養費の該当回数情報等 の特定個人情報ファイルを提供する。このた め、特定個人情報ファイルの利用が不可欠であ る。 * 取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特 定個人情報記録項目」のNO.31	平成30年4月1日以降、都道府県単位で被保険 者の資格情報や高額療養費を算出するための 情報を管理することが必須となるため、当該業 務は東京都国民健康保険団体連合会による委 託でなければ実施することができない。 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事 務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該 当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主 の住民税課税状況を含んで判定をするため、 被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要 である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上 で、被保険者とその被保険者が属する世帯の 世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を 管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と 高額該当回数の引き継ぎ業務およびオンライン 資格確認のための医療保険者等向け中間サー バー等への被保険者資格情報の提供(国保総 合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保 険の療養給付等の審査・支払業務そのもの には、個人番号を用いない。 * 取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特 定個人情報記録項目」のNO.31	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項13	記載なし	医療保険者等向け中間サーバー等における資 格履歴管理事務	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項13①委託内容	記載なし	オンライン資格確認のために、医療保険者等向 け中間サーバー等において、個人番号を利用し た被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の 採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付 管理などを行う。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項13②取扱いを委託 する個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項13対象となる本人の 数	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項13対象となる本人の 範囲	記載なし	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有 する者で、他の医療保険制度の被保険者でな い者 のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳 上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者 でない者(例:国保に加入している世帯員が いるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入 している場合に、この国保に未加入の世帯主を 「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制 世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被 保険者のうち、当区に加入資格が適用される者 をいう	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13その妥当性	記載なし	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13⑤委託先名の確認方法	記載なし	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13⑥委託先名	記載なし	東京都国民健康保険団体連合会(東京都国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13⑦再委託の有無	記載なし	再委託する	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13⑧再委託の許諾方法	記載なし	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13⑨再委託事項	記載なし	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務(国民健康保険中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14	記載なし	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14①委託内容	記載なし	オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14②取扱いを委託する個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14対象となる本人の範囲	記載なし	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者 のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14その妥当性	記載なし	市区町村とオンライン資格確認等システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14⑤委託先名の確認方法	記載なし	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14⑥委託先名	記載なし	社会保険診療報酬支払基金	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14⑦再委託の有無	記載なし	再委託する	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14⑧再委託の許諾方法	記載なし	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14⑨再委託事項	記載なし	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	重要な変更
令和2年9月30日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正による修正)
令和2年9月30日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11	都道府県知事等	都道府県知事	事後	重要な変更に当たらない(文言修正)
令和2年9月30日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による修正)
令和2年9月30日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18②提供先における用途	介護保険法による保険給付支給の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正による修正)
令和2年9月30日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2～移転先7 ①法会令上の根拠	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	大田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	事後	重要な変更に当たらない(文言修正)
令和2年9月30日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先7 ⑥移転方法	[○]その他	[○]庁内連携システム	事後	重要な変更に当たらない(移転方法の変更)
令和2年9月30日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	国民健康保険料の徴収権・請求権の時効は2年であるが、資格情報及び滞納情報は滞納整理を行う根拠となるため、債務の承認による時効の中断も含め、時効到来あるいは不納欠損処理までを保管期間とする。	国民健康保険料の徴収権・請求権の時効は2年であるが、資格情報及び滞納情報は滞納整理を行う根拠となるため、債務の承認による時効の更新も含め、時効到来あるいは不納欠損処理までを保管期間とする。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(民法改正による用語の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	(別添2)ファイル記録項目	記載なし	<p>特定個人情報ファイル記録項目のうち、「オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務で使用する主な項目No.は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証記号及び被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)【No.2】</li> <li>・券面記載の被保険者証記号【No.2】</li> <li>・券面記載の被保険者証番号【No.2】</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)【No.18】</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名【No.18】</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)【No.18】</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名【No.18】</li> <li>・被保険者証裏面への性別記載の有無【No.18】</li> <li>・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無【No.18】</li> <li>・自己負担限度額が変更となった場合、又は治療により証を回収した場合の回収の理由が発生した日【No.2】</li> </ul>	事前	重要な変更
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対するの措置の内容	【システム以外】 ①窓口における対面での申請書受理の際には個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。代理人による申請の際には、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うものとする。	【システム以外】 ①申請書等の受理はあらかじめ決められた窓口又は郵送によるものとし、本人又は代理人の本人確認を必ず行うものとする。	事後	重要な変更当たらない(文言修正)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	【システム以外】 ①運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真真付き)等、本人確認ができるものの提示を必須としている。	【システム以外】 ①運転免許証・個人番号カード等、本人確認ができるものの提示を必須としている。	事後	重要な変更当たらない(文言修正)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、区民情報系基盤システムより個人番号情報を入力する(システムから個人番号を入力・登録しない)。 【収納支援システム】 国保システムより個人番号情報を入力する(システムから個人番号を入力・登録しない)。	【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、区民情報系基盤システムより個人番号情報を入力する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。 【収納支援システム】 国保システムより個人番号情報を入力する(収納支援システムから個人番号を入力・登録しない)。	事後	重要な変更当たらない(システム名称追加)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	【システム以外】 ①情報が不正に改ざんされないよう、申請書・届出書・電子媒体等は施錠できる保管庫に格納している。 ②申請書・届出書の記載情報が適正かを審査する手続き(他課への確認等)を実施するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③窓口で受領した申請書・届出書等の内容をシステムに入力(登録)する前に、入力内容を確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。	【システム以外】 ①情報が不正に改ざんされないよう、申請書・届出書・電子媒体等は施錠できる保管庫に格納している。 ②申請書・届出書の記載情報が適正かを審査する手続き(他課への確認等)を実施するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③窓口で受領した申請書・届出書等の内容をシステムに入力前後に入力内容を確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。	事後	重要な変更当たらない(文言修正)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 【システム以外】	IDカード・ユーザID・パスワードの適切な管理について運用ルールが定められている。 (例)離席時に画面ロックまたはログアウトする、パスワード強度、パスワードを定期的に変更する等	①生体情報の登録、ユーザID・パスワードの適切な管理について運用ルールが定められている。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ③ログインしたまま端末を放置せず、離席時には画面ロックまたはログアウトすることやパスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	重要な変更当たらない(文言修正)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 【国保システム】	①システム認証は、庁内認証基盤とのシングルサインオン認証となっている。 ②Windows認証は、ICカード・生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。 ④なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ⑤ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	①システム認証は、庁内認証基盤とのシングルサインオン認証となっている。 ②Windows認証は、生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。	事後	重要な変更当たらない(管理方法の追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 【収納支援システム】	【収納支援システム】 ①システム認証は、ユーザIDと暗証番号によるユーザ認証となっている。 ②Windows認証は、ICカード・生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。 ④なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ⑤ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	【収納支援システム】 ①システム認証は、ユーザIDと暗証番号によるユーザ認証となっている。 ②Windows認証は、生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。	事後	重要な変更当たらない(管理方法の追加)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 【国保総合(国保集約システム)】	①Windows認証とシステム認証は、ユーザIDと暗証番号による認証となっている。 ②システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てる。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ④ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	①Windows認証とシステム認証は、ユーザIDと暗証番号による認証となっている。 ②システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てる。	事後	重要な変更当たらない(管理方法の追加)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される アクセス権限の発効・失効の管理	【システム以外】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、システム管理者以外には実施しない運用としている。 ②他部署職員が国保システム・収納支援システムを利用する場合、又は利用する職員に変更が発生した場合、申請書により所定の審査・承認を経て利用権限を付与・変更するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③権限の失効は、システム管理者にて人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。	【システム以外】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、システム管理者以外には実施しない運用としている。 ②他部署職員が国保システム・収納支援システムを利用する場合、又は利用する職員に変更が発生した場合、申請書により所定の審査・承認を経て利用権限を付与・変更するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③権限の失効は、システム管理者にて人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを速やかに削除する手順を設けている。	事後	重要な変更当たらない(管理方法の追加)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【システム以外】 ①委託契約書において、委託先の要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②システムの利用権限の追加及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てユーザIDを付与している。 ③システムの利用権限の追加及び変更は、システム管理者でしか設定することはできない。 ④委託先事業者専用のIDカードを払い出し、IDカード利用簿により利用状況を確認し不正なID利用が無いように監視している。 ⑤委託事業者に付与する権限は業務上必要最小限の権限を割り当てている。 ⑥不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、定期的に操作履歴のログを確認し不正な書き出しがないか点検を行っている。	【システム以外】 ①委託契約書において、委託先の要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②システムの利用権限の追加及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てユーザIDを付与している。 ③システムの利用権限の追加及び変更は、システム管理者でしか設定することはできない。 ④システムの利用には生体認証を用いたうえで要員ごとにユーザIDと紐付けを行い、利用状況を確認し不正なID利用が無いように監視している。 ⑤委託事業者に付与する権限は業務上必要最小限の権限を割り当てている。 ⑥不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、定期的に操作履歴のログを確認し不正な書き出しがないか点検を行っている。	事後	重要な変更当たらない(生体認証導入による措置内容の変更)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適正に返却・消去すること	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適正に返却・消去すること ②データ消去をした場合は、データ消去報告書を提出すること	事後	重要な変更当たらない(確認方法の追加)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	【国保システム】 ①国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが、どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの情報項目に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。 【収納支援システム】 ①収納支援システムと国保システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが、どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの情報項目に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。	【国保システム】 ①国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが、どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの値に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。 【収納支援システム】 ①収納支援システムと国保システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが、どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの値に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。	事後	重要な変更当たらない(チェック内容の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 ・委託事業者等がWindows認証の共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。  【国保システム】 ③庁内のネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離し、インターネット網からの通信をできないようにしている。	【システム以外】 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。  【国保システム】 ③庁内のネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離し、インターネット接続環境からの通信をできないようにしている。	事後	重要な変更当たらない(共用ID廃止による措置内容の変更)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①情報提供ネットワークシステムにデータを提供する場合、及び情報提供ネットワークシステムからデータを取得しシステムに取り込む際は、バリデーションチェック等により不正確なデータの提供・取り込みを抑制している。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルがどのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④番号別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手する。 ⑤提供先において、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑥特に、中間サーバーでは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	【国保システム】 ①情報提供ネットワークシステムにデータを提供する場合、及び情報提供ネットワークシステムからデータを取得しシステムに取り込む際は、データ入力値に矛盾がないかなどバリデーションチェック等により不正確なデータの提供・取り込みを抑制している。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルがどのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④番号別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手する。 ⑤提供先において、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑥特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更当たらない(文言修正)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①システムを利用するためには、ICカード・生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。	【国保システム】 ①システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。	事後	重要な変更当たらない(生体認証導入による措置内容の変更)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、ICカード・生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。	【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。	事後	重要な変更当たらない(生体認証導入による措置内容の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、ICカード・生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。 ⑥情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。	【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が変更される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。 ⑥情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。	事後	重要な変更当たらない(生体認証導入による措置内容の変更)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③サーバや端末等について、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定 ・入退室管理 ・ラックの施錠管理 など	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③サーバや端末等について、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定 ・入退室管理 ・ラックの施錠管理 など ④バックアップデータは世代管理を行うとともに、遠隔地保管を行っている。 ⑤端末の廃棄を行う際は、データ消去証明書の提出を義務付けている。	事後	重要な変更当たらない(対策の追加)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【国保システム】 ①端末とサーバ間の通信を暗号化している。 ②特定個人情報システム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外には知り得ない。このため当該情報の改ざんは不可能となっている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムサーバ、及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行っている。 ⑤システムを利用できる端末をネットワークセグメント、ファイアウォール等で限定している。 ⑥IDカードのパスワードを定期的に変更している。	【国保システム】 ①特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続はシステム管理者権限を付与された限られた人のみが行うことができ、操作ログを記録・保管している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③システムサーバ、及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行っている。 ④システムを利用できる端末をネットワークセグメント、ファイアウォール等で限定している。 ⑤ユーザーIDのパスワードを定期的に変更している。	事後	重要な変更当たらない(IDカード廃止による変更等)
令和2年9月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①申請書・届出書等からシステムに入力・登録する情報項目は、当日に入力・登録すべき情報のみ等が発生しないよう、複数人による更新チェックを実施している。 ②バックアップデータは日次で取得しているため、データストアを実施した場合、最も古くとも1営業日前のデータに復旧することが可能となっている。	【システム以外】 ①申請書・届出書等からシステムに入力・登録する情報項目は、当日に入力・登録すべき情報のみ等が発生しないよう、複数人による更新チェックを実施している。 ②バックアップデータは日次で取得しているため、データストアを実施した場合、最も古くとも1営業日前のデータに復旧することが可能となっている。 ③USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用後すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。	事後	重要な変更当たらない(手順の追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【システム以外】 ①外部記憶媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 ③帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、シュレッダーで裁断している。	【システム以外】 ①外部記憶媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 ③帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、シュレッダーで裁断している。 ④情報毎に保存期限が決められており、保存期限を経過したものは定期的に溶解処分している。 ⑤USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用後すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。	事後	重要な変更当たらない(手順の追加)
令和2年9月30日	Ⅳ その他リスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	②所管における自主点検について、以下の内容を定めている。 ・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自主点検を実施する。また、必要に応じて、自主点検の結果について部長の評価を受ける。 ・課長は、自主点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。 ③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 平成28年1月20日	②所管における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自己点検を実施する。また、必要に応じて、自己点検の結果について部長の評価を受ける。 ・課長は、自己点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。 ③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 平成30年9月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(文言修正、最終改定日の更新)
令和2年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月23日	令和2年9月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)
令和2年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	【第1回目】平成27年2月23日～平成27年3月24日 【第2回目】平成28年11月2日～平成28年12月1日	【第1回目】平成27年2月23日～平成27年3月24日 【第2回目】平成28年11月2日～平成28年12月1日 【第3回目】令和2年7月1日～令和2年7月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(意見の聴取期間の更新)
令和2年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	【第1回目】意見は寄せられなかった。 【第2回目】意見は寄せられなかった。	【第1回目】意見は寄せられなかった。 【第2回目】意見は寄せられなかった。 【第3回目】意見は寄せられなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(意見の内容の更新)
令和2年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	【第1回目】一次点検:平成27年2月9日、二次点検:平成27年4月6日 【第2回目】一次点検:平成28年10月20日、二次点検:平成28年12月19日	【第1回目】一次点検:平成27年2月9日、二次点検:平成27年4月6日 【第2回目】一次点検:平成28年10月20日、二次点検:平成28年12月19日 【第3回目】一次点検:令和2年5月15日～令和2年6月3日、二次点検:令和2年9月4日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(点検実施日の更新)
令和3年4月30日	表紙 公表日	令和2年9月30日	令和3年4月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和3年4月30日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9⑥委託先名	凸版印刷株式会社	株式会社ディーエムエス	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
令和3年4月30日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]その他 ( LGWAN )	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(提供方法の変更)
令和3年4月30日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11⑥委託先名	株式会社ニチ学館	日本メディカ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
令和3年4月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2②移転先における用途	介護保険業務の年金特別徴収業務等で国保の資格情報を確認する。	介護保険業務の要介護(要支援)認定において医療保険資格情報を確認する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(用途の修正)
令和3年4月30日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年9月11日	令和3年4月13日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、の項) ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(12、15、17、22、78、97、106、109の項)	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、の項) ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(12、15、17、22、78、97、106、109の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	「○」庁内連携システム 「○」その他(収納支援システム、国保総合(集約)システム)	「○」庁内連携システム 「○」既存住民基本台帳システム 「○」その他(収納支援システム、国保総合(集約)システム)	事後	重要な変更にとつたらない(接続システムの追加)
令和4年6月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	「○」その他(国保システム)	「○」庁内連携システム 「○」その他(国保システム)	事後	重要な変更にとつたらない(接続システムの追加)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先事業者名の変更)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	凸版印刷株式会社	株式会社ディーエムエス	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先事業者名の変更)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11 ⑥委託先名	株式会社ニチイ学館	株式会社日本メディカ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先事業者名の変更)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第1項	番号法第19条第8号 別表第二 第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第3項	番号法第19条第8号 別表第二 第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第80項	番号法第19条第8号 別表第二 第80項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第39項	番号法第19条第8号 別表第二 第39項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第12項	番号法第19条第8号 別表第二 第12項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第42項	番号法第19条第8号 別表第二 第42項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第30項	番号法第19条第8号 別表第二 第30項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第2項	番号法第19条第8号 別表第二 第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第58項	番号法第19条第8号 別表第二 第58項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第22項	番号法第19条第8号 別表第二 第22項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先11 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第15項	番号法第19条第8号 別表第二 第15項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先12 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第109項	番号法第19条第8号 別表第二 第109項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先13 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第106項	番号法第19条第8号 別表第二 第106項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先14 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第33項	番号法第19条第8号 別表第二 第33項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先15 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第97項	番号法第19条第8号 別表第二 第97項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先16 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第78項	番号法第19条第8号 別表第二 第78項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先17 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第4項	番号法第19条第8号 別表第二 第4項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)